

産業廃棄物の不適正処理 に巻き込まれないためにできること

気がつかないうちに、

自分の土地に産業廃棄物が不法投棄されたり、

土地を貸した相手が産業廃棄物を積み上げたりするなど、

土地所有者等が産業廃棄物の不適正処理に巻き込まれる場合があります。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、第5条において土地の所有者、占有者の責務を規定しています。加えて、宮城県では、「廃棄物の処理の適正化に関する条例」を制定し、土地の所有者、占有者、又は管理者の責務を定めています。

土地所有者等は、以下を参考に、その所有地等の適正管理に努めていただくようお願いします。



産業廃棄物の不適正処理を未然に防止するために



門扉、バリケード、三角コーン等を設置し、第三者が侵入できないようにする



定期的な現地確認、防犯カメラの設置等により、土地の状況を把握する



[土地を貸す場合] 不用意に廃棄物を置かせないよう、利用の目的や方法を確認する

・口約束ではなく、書面による契約書等で利用用途や条件を明確にしておく。



[土地を貸す場合] 定期的に借主が廃棄物を置いていないか現地確認する

・利用条件等が守られているかを確認する。



[土地を貸す場合] 借主が資材や土砂と称して、廃棄物を持ち込んでいないか確認する

・土砂の中に、瓦、レンガ、コンクリート片等の廃棄物が混ざっていないか確認する。



自分が所有する土地を確認する

・自分の知らない間に親族から相続等している土地がないか確認する。



産業廃棄物の不適正処理が行われた場合は



県保健所（仙台市内は仙台市へ）や最寄りの警察署に相談する



[土地を貸す場合] 借主に是正を求める



崩落や飛散流出のおそれがある場合、廃棄物の撤去等の適切な措置を講じる

【参考】廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（清潔の保持等）

- 第5条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。
- 2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。
- 3 建物の占有者は、建物内を全般にわたって清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。
- 4 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 5 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。
- 6 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。
- 7 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係るし尿を生活環境の保全上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

【参考】廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成17年10月6日宮城県条例第151号）

（土地所有者等の責務）

- 第5条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地（以下「所有地等」という。）において、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう所有地等を適正に管理するよう努めなければならない。
- 2 土地所有者等は、その所有地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、その旨を県その他の関係行政機関に通報するとともに、当該産業廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずるよう努めなければならない。
- 3 土地所有者等は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の責務）

- 第6条 県民は、自ら地域の生活環境を保全し、及び生活の安全を確保するため、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう配意し、産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、その旨を県その他の関係行政機関に通報するよう努めなければならない。
- 2 県民は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。